

森林の育て方について

森林には、人工林と天然林があり、人工林は、将来的に建築用材等の木材を収穫することを主な目的としています。人工林を健全な森林に育て、優良な木材として収穫するためには、途中でいろいろな手入れが必要です。

揖斐川森林だより

（これからの森林づくりのために）

【第四回】森林の育て方について

（揖斐川町森林づくり推進会議事務局）

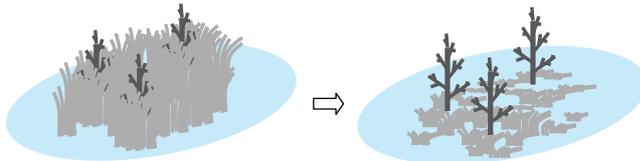
植え付け（植栽）

苗畑等で育てた苗木を植え付けます。1本1本手作業で行います。



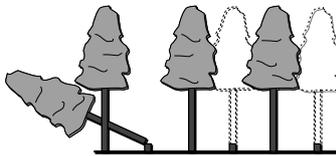
下刈り

植栽木の成長を妨げる雑草を刈り払う作業



間伐

林内に光を入れ、木を成長させるために、森林の一部を伐採すること。



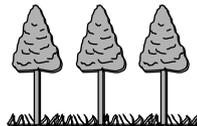
枝打ち

木の枝を一定の高さまで切り落とす作業。節のない木材が生産でき、林内にも光が入りやすくなる。



主伐

木材として利用できる時期にきた木を伐採すること。一度に全部伐る方法や何回かに分けて伐る方法があります。



必要に応じていろいろな保育作業を行います。

雪起こし

雪によって倒れた木の幹が曲がったまま成長しないようにロープ等で引き起こす作業。

除伐

植栽木の成長を妨げる雑木等を切る作業。

つる切り

植栽木の成長を妨げるつる類を取り除く作業。下刈り、除伐と併せて行います。

いろいろな施業方法

どれくらいの太さの丸太を生産するかどのように更新していくかにより、いろいろな施業方法があります。

短伐期施業：一般的に林齢が40～50年以下で伐採する施業。

長伐期施業：短伐期施業より長い林齢で伐採する施業。目安としては70年以上。

複層林施業：皆伐をせず更新していく施業。林齢や高さの異なる複数の層からなる森林をつくる施業。

<森の用語説明>

伐採：木を伐ること。

皆伐：木を伐採するとき一度に全部伐る方法。

更新：伐採後に次の世代の木が生育していくこと。植栽は人工的な更新。



複層林施業地

○皆様の協力が必要です!! (間伐の推進にご協力ください)

間伐の実施については、県、町、森林組合が連携しさまざまな支援をしています。しかし所有者の皆さんのご協力なしでは実施できません。

【お問い合わせ先】 補助制度の採択要件、間伐の相談等お気軽にお問い合わせください。

揖斐川町役場 農林振興課(T E L 22-2111)・揖斐郡森林組合(T E L 22-6511)・揖斐農林事務所 林業課(T E L 23-1111)

子育て支援のお知らせ

【揖斐川子育て支援センター】

上南方193 TEL 23・1136

■利用対象 町内在住の未就園児親子

(祖父母可)

■休館日 土、日曜日、祝日

■開所時間 9時～16時

「鯉のぼりまっています！」

今年も福祉総合支援センターグラウンドに鯉のぼりをたくさん泳がしたいと思えます。おうちで眠っている鯉のぼりを譲っていただける方は、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】子育て支援センター
TEL 23・1136 担当高橋

お餅つきを開催しました！



お餅を「べったん！べったん！」とついたり、食べたり、親子で餅つき会を楽しみました。これも花モモグループさんのサポートのおかげです。いつもありがとうございます！

3月センタールーム活動(時間：10：00～11：30)(おやつ指導のみ11時開始)

月	相談日	火	水	交流日	木	金	教室
3	MILKの日 育児相談	4 ♪ おやつ指導 お茶持参	5 お友達とあそぼ！	6 お友達とあそぼ！	7 お友達とあそぼ！		
10	MILKの日 育児相談	11 ♪ 誕生会 お話ルーム	12 お友達とあそぼ！	13 お友達とあそぼ！	14 ♪ ベビーマッサージ 金子先生		
17	MILKの日 育児相談	18 ♪ お別れパーティー	19 お友達とあそぼ！	20 祝 春分の日	21 保健センター教室		
24	MILKの日 育児相談&発育測定	25 お友達とあそぼ！	26 お友達とあそぼ！	27 お友達とあそぼ！ 19年度最終日	28 新年度準備のため 園庭のみ開放		
31	新年度準備のため 園庭のみ開放						

- 月曜日は、育児相談日(MILKの日)です。担当者が対応いたします。
- ♪印のある活動は、要予約です。
- 4月の行事の予約受付期間は、3月19日(水)13時～3月26日(水)16時まで
- 詳細は、ぴっころだよりを見てください。

【かすが保育園地域子育て支援センター】

春日小宮神 1071 TEL 57・2319

毎週火曜日(園庭開放日)

9時30分～11時30分
毎週木曜日(コアラちゃんの日)
9時30分～11時30分

4日(火)	園庭開放日
6日(木)	園児と遊ぼう(未満児)
11日(火)	誕生会 (揖斐川子育て支援センターにて)
13日(木)	お話ルーム
18日(火)	お別れ会 (揖斐川子育て支援センターにて)

揖斐川町の幼稚園、保育園の子育て支援!

(かすが保育園以外)

*園庭開放をしていますので遊びに行きましょう。

■期日 第2水曜日 3月12日(水)

第4水曜日 お休み

■時間 9時30分～11時

揖斐川町シルバー人材センターだより
平成20年度会員募集!

シルバー人材センターでは平成20年度会員を募集します。現在の会員の方も更新手続きが必要となります。また、揖斐川町民で60歳以上の働く意欲のある方、及び当人材センターの趣旨に賛同される方が対象で、会費(年間2千円)が必要です。自身の経験を活かし、生きがいのある生活・高齢者が元気で頑張っているまちづくりにあなただけぜひ参加してください。会員登録の日程は次のとおりです。

会員登録会の日程

対象地区	日 時	場 所
揖斐・大和	3月6日(木)9時30分	福祉総合支援センター
北方	6日(木)13時30分	
小島・清水・脛永	7日(金)9時30分	久瀬振興事務所
久瀬	12日(水)13時30分	
坂内	11日(火)13時30分	坂内振興事務所
	12日(水)9時30分	
谷汲	13日(木)9時30分	谷汲文化会館
	14日(金)9時30分	
	18日(火)9時30分	
春日	19日(水)9時30分	春日基幹集落センター
	21日(金)9時30分	
藤橋	21日(金)9時30分	藤橋公民館
全地区	22日(土)9時30分	福祉総合支援センター

【お問い合わせ先】揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23・0907

福祉医療費助成対象者と有効期間

区分	対象者	有効期間
乳幼児・児童	・小学校卒業まで	・誕生日から小学校卒業まで
中学生 (但し、入院のみ助成対象)	・中学校卒業まで	・中学校入学から卒業まで
母子家庭等	・配偶者のいない女子で18歳未満の児童を養育している母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童 所得制限あり	事実発生の翌日から、当該初日以降の最初に到来する9月30日まで 但し、児童が満18歳に達する年度は3月31日まで
父子家庭等	・配偶者のいない男子で18歳未満の児童を養育している父とその児童 所得制限あり	事実発生の翌日から、当該初日以降の最初に到来する9月30日まで 但し、児童が満18歳に達する年度は3月31日まで
重度心身障害者	下記のいずれかをお持ちの方 ・障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1、A2、B1 ・戦傷病者手帳と障害者手帳4級 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級 所得制限あり	障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳交付日の属する月の初日から、当該初日以降最初に到来する9月30日まで

福祉医療制度をいじ存知ですか？

福祉医療費助成制度は、乳幼児、重度心身障害者、母子・父子家庭の福祉の増進を図る目的で、健康保険で医療を受けたときに支払わなければならない費用を公費（県と揖斐川町）で負担する制度です。

但し、保険外治療や検診、室料、入院時食事療養費に係る標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成されません。

福祉医療受給者証について

●岐阜県内の医療期間で受診する場合
福祉医療費受給者証と医療保険被保険者証を提示してください。

窓口での医療費は無料となります。

●岐阜県外で受診した場合

福祉医療費受給者証は使えません。いったん、自己負担を支払っていただき、後日役場住民課窓口申請して払い戻しを受けてください。

- 1 福祉医療費受給者証
- 2 保険証
- 3 医療機関等が発行した領収書
(保険点数が記載されたもの)
- 4 印鑑
- 5 振込口座のわかるもの
- 6 高額療養費の対象となった場合は高額療養費支給決定通知書
- 7 付加給付支給決定通知書(付加給付がある保険者のみ)

領収書はなくさないよう大切に保管し、速やかに払い戻しの申請を行ってください。

※福祉医療費助成制度は申請によるものです。該当すると思われる方はお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】揖斐川町役場住民課
各振興事務所 福祉医療担当課

☆ 重度障害者人特別助成金受給者証
をお持ちの皆さんへ

平成20年4月1日から福祉医療制度が改正され、現在お使いいただいている受給者証(有効期間が平成20年3月31日及び9月30日)は使えなくなります。

3月下旬に新しい受給者証を送付いたしますので、今お使いの受給者証はハサミを入れるなどして破棄してください。

又、受給者番号が変わりますので、医療機関へかかられる際には調剤薬局を含め、必ず新しい受給者証をご提示下さい。

☆ 新しく小学校へ入学されるお子様の保護者さまへ

現在お使いいただいている受給者証は、本年3月31日で期限がきれます。更新の案内通知を送りましたので、新しい受給者証に更新する手続をお願いいたします。

受給者番号が変わりますので、医療機関へかかられる際には調剤薬局を含め、必ず新しい受給者証をご提示ください。

【お問い合わせ先】揖斐川町役場住民課
TEL 22・2111

国民健康保険証更新のお知らせ

新しい保険証カードは3月下旬に郵便で送付します。

新しい国民健康保険証カードを、3月下旬に各家庭へ郵送します。保険証が届きましたら、住所、氏名など記載内容を確認して大切に保管ください。尚、期限切れの保険証は、ハサミを入れるなどして破棄してください。

○保険証は、配達記録郵便で送付します。

普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接お届けしますので、受領印が必要となります。

○不在の場合

保険証配達時にご不在の場合は、郵便局員が不在連絡票をおいていかれますので、受取方などは、「不在連絡票」をご確認ください。

○郵便局での保管期限が過ぎた場合

郵便局での保管期間が過ぎた場合、保険証は町役場に戻ります。保管期限経過後は、お使いの保険証(期限切れのもの)をご持参の上、役場住民課でお渡しします。

○国民健康保険税の支払いが遅れている方

保険税は、私たちの医療費にあてられる貴重な財産です。8期(平成19年12月25日納付期限)までの保険税の支払いが遅れている世帯の方は、有効期限が1か月となっています。このため、入れ違いで納付された方は、保険証をお持ちの上、保険証の交換をしますので、本庁又は各振興事務所の窓口でお受け取りください。

○保険証の有効期限

期限は、平成20年4月1日から平成21年9月30日となっています。

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が発足されるため、原則75歳の誕生日を迎えられる被保険者の世帯には、有効期限が誕生日までとなっています。このため、誕生日を迎えられるまでに、新しい保険証を送付します。

○その他

社会保険に加入された場合など、届出をされない、2重に保険税を支払ってしまいます。保険証をお受け取りになられましたら、十分にご確認いただき、お気づきのことは早めにご相談ください。

●平成20年4月からの国民健康保険制度改正について

- ①退職者医療制度が改正され、平成20年4月から平成26年までは65歳未満の方が対象となります。よって、65歳以上74歳までの退職被保険者及び被扶養者は、4月から一般被保険者となります。従来は一般被保険者世帯の保険証は黄色、退職被保険者世帯は緑色でしたが、同色のカードとなります。
 - ②高額医療・高額介護合算療養費制度が創設されます。
- 原則1年間を通して、支払った国民健康保険と介護保険の自己負担額が一定の額を超えると、合算療養費制度により払い戻しが行われ

ます。詳細は、国で決定されしだい広報でお知らせします。

●新しい「国民健康保険 高齢受給者証」をお送りします。

昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上75歳未満の方には、3月中旬に「国民健康保険高齢受給者証」をお送りします。4月1日以降医療機関にかかるときは、保険証と新しい高齢受給者証を窓口に表示してください。次回の更新は8月ですので、7月中旬に新しい受給者証をお送りします。

●就職・退職等による国民健康保険の異動手続きはお早めに！

就職や退職等の時期です。就職による国民健康保険からの脱退及び退職による国民健康保険への加入手続きはお早め（14日以内）に役場へ届け出てください。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場住民課
TEL 22・2111

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と一緒に暮らしていない母子家庭などの生活の安定と自立を助け、お子さんの心身の健やかな成長のために支給される手当です。

◎受給資格者

次の条件にあてはまる18歳未満の児童を監護している母や、母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度の障害（年金の障害等1級程度）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

ただし、次の場合は受けられません。
・対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
・公的年金の給付を受けることができるとき。（老齢福祉年金を除く）
・手当を受けようとする母が、事実上婚姻状態にある夫がいるとき。
※支給要件に該当してから（例えば離婚してから）5年以上経過すると請求ができなくなりますので注意してください。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、日本国内に住所があり、精神（知的障害を含む）または身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。

ただし、次の場合は受けられません。

- ①児童の住所が日本国内にないとき。
- ②児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき。
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき。（通園、通所、母子入園を除く）

児童扶養手当・特別児童扶養手当のどちらの制度も、所得制限により手当が支給停止される場合があります。詳しくは役場子育て支援課または各振興事務所住民福祉課（地域振興課）までお問い合わせください。

「ねんきん特別便」に関する
相談会開催のお知らせ

現在、社会保険庁では年金記録確認のため「ねんきん特別便」をお送りしています。年金受給者で記録もれのある方や、内容に疑問のある方は、下記の会場へご来場ください。

- 持参していただくもの
ねんきん特別便
年金手帳
年金受給者の方は年金証書
認印
- 日時
3月7日（金）
9時30分～16時
- 場所
揖斐川町中央公民館
2階 第6会議室

【お問い合わせ先】 大垣社会保険事務所
TEL 0584・78・5166